

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木曽岬町長 三輪 一雅

市町村名 (市町村コード)	木曽岬町 (243035)	
地域名 (地域内農業集落名)	木曽岬地区 (木曽岬町内全域)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月29日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稻及び小麦については今後地域内の農業を担う者(水稻・小麦の担い手)で町内の全水田を引き受ける意向あり、全担い手が後継者も確立されている。施設園芸については後継者不在の農業者も多く、新たな農地の受け手確保が必要。

・町内の集積化は進んでいるが集約化が進んでいないため、集約化へ向けた取組みが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の特産品であるトマトについては現在もブランド化を進めているが、今後更なるブランド化(付加価値)を進めていく必要がある。

・水稻及び小麦の作付けについては作業効率や単収増加、団地化を形成するためにも集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	525.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	525.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手(地域内の農業を担う者)へ機構貸付を利用し集積を進め、担い手との意見交換会等により集約化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・貸付希望者(出し手)に対し機構貸付活用を促進し、担い手の意向などを踏まえ中長期的に集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・町全体で概ね基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・担い手希望者の意向を踏まえながら、県及びJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稻共同防除についてはJAみえきた北部営農センター木曾岬事業所が取組んでおり、防除取組及び共同防除継続のため支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②⑥団地形成を進める。
 ③作業効率化などのためドローン活用を進める。
 ⑧担い手の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備する。